

東京女子医科大学公的研究費に係わるコンプライアンス教育に関する実施要領

1 趣旨

本要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(文部科学大臣決定)」及び、以下の本学規程等に基づき、本学におけるコンプライアンス教育の実施について必要な事項を定める。

- ・東京女子医科大学における公的研究費の管理・監査に関する規程
- ・東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止計画
- ・東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- ・東京女子医科大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- ・研究活動推進のための公的研究資金の管理

2 最高管理責任者

学長

3 統括管理責任者

研究部門担当理事

4 コンプライアンス推進責任者

- (1) 医学部長
- (2) 看護学部長
- (3) 大学院医学研究科長、看護学研究科長
- (4) 各病院長

5 受講対象者

(1) 受講義務者

- ① 当該年度に公的研究費を受給した「研究代表者」および「研究分担者」(民間助成機関からの受給者を含む)
- ② 公的研究費の経費執行に直接関与する事務職員等(経費処理、物品の発注・納品業務、旅費・謝金の支給に関する業務、勤務管理に関する業務等)
- ③ コンプライアンス推進責任者
- ④ 上記①～③以外で最高管理責任者が必要と認める者

(2) 受講推奨者

- ① 当該年度に公的研究費を受給した研究代表者および研究分担者のもとで、当該研究活動に参画する研究協力者(研究支援者・研究補助者等)
- ② 公的研究費の運営・管理に協力する事務職員等(関係書類の整理、コピー、運搬等のみ)

- の業務)
- ③ 受講を希望する者
 - ④ 上記①～③以外で最高管理責任者が必要と認める者

6 コンプライアンス教育内容

- (1) 教育内容は、本学において公的研究費を受給して研究活動に参画する研究者および公的研究費の運営・管理に関わる者に対し、コンプライアンスの規範を十分に修得させるものであり、公的研究費の使用において不正を未然に防ぐことを目的とする。
- (2) 教育内容には、以下の項目を含む。
 - ① 不正が発覚した場合の機関への影響
 - ② 運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項
 - ③ 不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任
 - ④ 配分機関における申請等資格の制限
 - ⑤ 研究費の返還等の措置
 - ⑥ 機関における不正対策等

7 受講に当たっての手続等

- (1) 受講対象者は、次の事項を遵守するものとする。
 - ① コンプライアンス教育講習会を受講後、理解度テストを受検し、合格点取得により、受講を修了したとみなす。
 - ② 受講義務者（前記5(1)）は、理解度テストの受検後、一週間以内に不正使用防止計画推進室まで不正を行わない旨の誓約書をメールで提出する。（受講推奨者（前記5(2)）は、誓約書の提出の必要はありません。）
- (2) 受講時期
 - ① 最高管理責任者が指定する期間に受講する。
 - ② 他機関から本学に採用された受講義務者は、速やかに受講し、理解度テストを受検後に誓約書を提出する。

8 研究倫理教育（e-APRIN）の受講について

前記5 受講義務者(1)①に該当する者は、研究倫理教育（e-APRIN）を受講するものとする。（ただし、受講修了書の有効期限（5年間）内は、受講を免除する。）

9 学部学生、大学院生への教育について

学部学生、大学院生が公的研究費により謝金、旅費等の支給を受けることがあることから、別途、研究倫理に関する授業科目の中で公的研究費の使用ルールについての説明を行う。

以上